

# 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要

## <条例の目的>

自転車の利用に関し、都、自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進する。

## <基本理念>

自転車の安全で適正な利用は、都、自転車利用者等の相互の連携により、促進されなければならない。

※本条例は平成25年3月に制定。都、事業者、家族などの多様な主体による取組をさらに促進するため、平成29年2月から改正条例が施行。下線部が改正事項。

## 条例に係る規定の概要

自転車の安全で適正な利用の促進のため、行政・自転車利用者・事業者等の各主体に以下の義務、努力義務等を規定。

都：広報・啓発活動、年齢に応じた交通安全教育の推進、区市町村及び事業者の取組に対する必要な支援

### 自転車利用者に対する道路上における指導・助言

自転車道、駐輪場等の整備が有効かつ適切に実施されるよう、区市町村等と連携して必要な措置。

### 【自転車利用者】

- ・安全で適正な利用に必要な知識・技能の習得
- ・安全基準を満たす自転車の利用
- ・指針に従った自転車の点検整備
- ・ヘルメット、反射材等の利用
- ・損害賠償責任保険等への加入

など

### 【一般事業者】

- ・自転車通勤をする従業員への研修等の実施
- ・自転車安全利用推進者の選任
- ・自転車通勤をする従業員のための駐輪場所の確保又は駐輪場所を確保していることの確認

#### 【義務】

- ・駐輪場所確保又は駐輪場所の案内等（駐輪需要を生じさせる事業者）

など

### 【自転車使用事業者】

- ・従業員への研修等の実施
- ・自転車安全利用推進者の選任
- ・安全基準を満たす自転車の利用
- ・指針に従った自転車の点検整備
- ・ヘルメット、反射材等の利用
- ・損害賠償責任保険等への加入

など

### 【自転車小売事業者等】

- ・小売業者、整備業者による利用者等に対する啓発【義務】
- ・貸付業者等による利用者等に対する啓発
- ・道路交通法に違反する自転車の組立て・販売の禁止

【違反事業者の勧告・公表あり】

- ・指針を踏まえた点検整備の実施

など

### 【その他の者】

- ・児童に必要な技能・知識を習得させ、ヘルメットを着用させる等の対策を行うこと（保護者）

- ・児童への指導・助言等（児童の教育又は育成に携わる者）

- ・高齢者にヘルメット着用等の必要な助言を行うこと（親族等）

など

※ 併せて、自転車貨物運送事業者・自転車旅客運送事業者・自転車貸付事業者のうち、基準を満たすものについて、任意の登録制度を規定。